

1 事業実施前の状況及び課題

(1) 事業実施前の状況

本県では、高等学校段階における入院生徒への教育保障について、入院生徒が在籍高等学校とのつながりを保ちながら、本人の実態に合った学習が継続できるよう、在籍高等学校による指導を軸とした教育支援体制の構築を目指している。

平成 29 年 11 月に、県内 2 つの大学病院に入院する生徒に対し、病院内にある特別支援学校分教室が特別支援学校のセンター的機能を活用した教育支援を開始し、平成 30 年度には、「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を受託し、高等学校と特別支援学校との連携による支援体制の構築に向け研究に取り組んだ。

その結果、高等学校や病院における理解が進み、入院生徒が特別支援学校分教室による教育支援につながるようになってきた。支援の方法としては、特別支援学校分教室の学習支援員（※）が、自主学習の支援として、学習の場の提供や学習の見守り、高等学校と病院との連絡調整等を行うというものであり、支援を受けた生徒は、生活リズムの維持や学習の継続により、学校復帰時の困難等を減少させることができた。欠課時数が超過した生徒についても、学習支援員の見取りの下で行った学習の成果を高等学校が評価の際の参考とすることで単位修得が認められた。

また、効果的な学習のために I C T 機器の活用を目指し、総合教育センター研究調査部指導主事等が分教室教員を対象として Web 会議システム Zoom やテレプレゼンスロボット kubi の活用等の研修を行ってきた。

※ 入院高校生への教育支援を担当する者

(2) 課題

昨年度の事業により、入院生徒の学習を支援する体制を構築する基盤が整ってきたが、特別支援学校分教室が中心となっている状況があり、高等学校を軸とした支援体制の構築までは至らなかった。高等学校と分教室との連携による入院生徒への教育機会の確保の一層の充実に向け、主に次の 2 点の課題がある。

ア 入院生徒への教育支援についての周知及び理解の促進

2 つの大学病院に関して、平成 30 年度に県立高等学校を対象として実施した実態調査により把握した入院生徒数と、分教室が支援の相談を受けた県立高校生の数とを比較すると、昨年度実際に相談を受けた生徒数は約半数であった。県立高等学校への理解啓発により高等学校が自主的に支援の必要性に気付けるようにすることと、病院内における周知を図ることの両面が必要である。

イ 十分な教育機会の確保及び学習内容・方法等の質の向上

高等学校では入院生徒及び保護者からの支援希望を受けてから課題提供や病院訪問による指導のための体制作りを始めており、実際の支援が開始されるまでに時間が掛かっている。高等学校が生徒の入院を把握した時点で、学習支援についても検討を始められるよう、高等学校の意識を高める必要がある。

また、生徒の学習内容については、プリントや問題集等を用いた個別の課題学習が中心であり、実技・実習科目への対応が進まないという状況もあった。高等学校からの授業配信や、録画した授

業の提供は行われておらず、一部、NHK高校講座の視聴により講義形式の学習を行った生徒もいたが、双方向性は確保されていないため、学習の過程で生じた質問への対応等は十分とは言えない。そのため、高等学校と分教室との間で具体的な支援内容について検討を深める必要がある。

2 事業の目的

平成 30 年度の事業の成果と課題を踏まえ、高等学校と特別支援学校の連携による支援体制を構築し、入院生徒に対する教育機会を確保するために、入院生徒への教育支援についての周知及び理解の促進、十分な教育機会の確保及び学習内容・方法等の質の向上を目指していく。そのために、主に次の 3 点に取り組むこととする。

- ①高等学校や病院への周知及び理解啓発
- ②学習支援員の配置による入院生徒への支援の充実
- ③入院生徒に対する I C T 機器の有効な活用

3 事業の内容及び成果

(1) 実施体制

ア 指定校

とちぎ子ども医療センターが設置されている県内 2 つの大学病院内にある特別支援学校（分教室）を指定校とし、それぞれの大学病院に入院する高等学校段階の生徒を対象として支援を行う。

(ア) 栃木県立岡本特別支援学校おおり分教室

自治医科大学附属病院に設置

(イ) 栃木県立栃木特別支援学校ひばり分教室

獨協医科大学病院に設置

イ 会議等

(ア) 運営協議会

- a 開催日 令和元年 7 月 11 日（木）、12 月 12 日（木）
- b 委 員 元特別支援学校校長会会長、自治医科大学附属病院副看護部長、獨協医科大学病院看護部長、高等学校長（校長会推薦）、岡本特別支援学校長、栃木特別支援学校長、県保健福祉部健康増進課長、高校教育課長、特別支援教育室長
- c 内 容 入院高校生への教育支援体制整備に向けた今後の取組

【主な意見等】

- ・単位認定以前に、心理的な面で学校とつながっていることで、自分の病気に向き合えることが大切である。
- ・支援を受けて卒業や単位認定につながるかは、生徒にとって関心が大きい。
- ・学習支援員の役割は大きい。事例を蓄積する中で、学習支援員が高等学校の教員に積極的に助言し、一緒に考えていくと効果が上がるのではないかな。
- ・遠隔授業により学校とつながっているという気持ちが持てるので、自主学習だけではなく、遠隔授業を進めたほうが良い。
- ・遠隔授業については、通常の対面の授業と比べた際のメリット、デメリットや学習の質について検証する必要がある。長期的な展望としては、一時的に通信制に転学し、また元の学校に戻る体制が構築できるとよい。
- ・入院生徒側に配置された高等学校の非常勤講師の役割が大きかった。たいへん細やかで特別支援教育の視点と高等学校の視点の両方を持ち合わせ、的確な助言があった。

- ・同時双方向型もよいが、状況的にできない場合であれば、オンデマンド型も有効であると思うので、その環境整備ができるとよい。
- ・病室での支援は高校生が増えてくると難しいと思うが、一日のスケジュールの中に先生が来て勉強する時間が設けられているのは生徒にとってよいことである。周知が進んで生徒数が増えたときの対応についても検討が必要である。
- ・高校生の人数が少ないこともあり、高校生同士が仲間と集う場となっていない。
- ・高等学校の教員は、目の前の生徒に関係していれば熱心に対応するが、校内研修会で入院生徒への支援についての周知があっても具体的な事例がないとその場限りとなってしまう現状がある。
- ・入院している生徒がどこの県に住んでいるかによって、支援が変わることがあってはならない。他県の生徒も可能な限り同じような形で支援をしていけるとよい。

(イ) 連絡会議

<自治医科大学附属病院内おおるり分教室>

- a 開催日 令和元年5月13日(月)、10月8日(火)、令和2年2月5日(水)
- b 出席者 病院関係者(医師、看護師、保育士)、岡本特別支援学校(校長、教頭、分教室主任、学習支援員)、総合教育センター研究調査部、高校教育課、特別支援教育室 計24名
- c 内 容
 - ・入院生徒への支援の状況について
 - ・リーフレット「入院中の高校生の皆さんへ」の改定について
 - ・ホームページの更新(病院・分教室)について
 - ・病室での学習について
 - ・マニュアルの作成について 等
- d 結 果
 - ・入院生徒への支援の状況について情報を共有することで、生徒の状況が多面的に理解され、その後の支援に役立てられた。
 - ・リーフレットの改定やホームページの更新が円滑に実施できた。
 - ・治療の状況から分教室に来られない生徒に対して、病室での支援(高等学校からの課題の授受や連絡事項の伝達等)を開始できた。
 - ・診療科ごとのマニュアルの作成について検討したが、診療科ごとの対応というより個別の対応であることや、診療科ごとのマニュアルを作成するほど入院生徒がいないことから、個別の事例を積み上げていくこととなった。
 - ・入院生徒のいる病棟の看護師も出席したことで子ども医療センター以外の診療科の周知がなされ、病室での学習への理解も深まった。

<獨協医科大学病院内ひばり分教室>

- a 開催日 令和元年6月10日(月)、9月24日(火)、令和2年1月27日(月)
- b 出席者 病院関係者(医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職員)、栃木特別支援学校(教頭、分教室主任、学習支援員、教員)、総合教育センター研究調査部、高校教育課、特別支援教育室 計18名
- c 内 容
 - ・入院生徒への支援の状況について
 - ・リーフレット「入院中の高校生の皆さんへ」の改定について
 - ・ホームページの更新(病院・分教室)について
 - ・病院内でのWi-Fiの使用について
 - ・短期入院生徒への支援について 等
- d 結 果
 - ・今年度、医療ソーシャルワーカーの出席により、幅広い診療科の情報を得るこ

とができた。

- ・運営協議会に出席している看護部長の出席（第3回から）により、病院内でのWi-Fiの使用等、高校生支援の課題が病院内で共有されやすくなった。
- ・短期入院生徒への対応については、外科で1週間以内の入院生徒が多く、支援の実施は現実的でないことを確認した。

(ウ) 教育委員会事務局内検討部会

- a 開催日 令和元年6月25日（火）、12月3日（火）
- b 出席者 総務課、高校教育課、特別支援教育室、総合教育センター教育相談部
- c 内 容 次年度以降の在り方について

【主な意見等】

- ・同時双方向型授業だけでは36単位しか認定されないもので、長期入院の生徒への対応が課題である（※令和2年4月、学校教育法施行規則改正により、病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、上限を超える単位修得等が認められている。）。
- ・1日6時間の遠隔教育の環境を整えたとしても、生徒の体調により参加できないこともあることを考えると、通信制への転学などのいろいろなオプションがあるとよい。
- ・宇都宮高等学校通信制が喜連川少年院でスクーリングを行っていることを参考として、通信制の活用について検討できるとよい。
- d 結 果 ・学習の質の向上が求められていることを確認し、対応策について協議できた。
- ・通信制の活用について、検討を行った。学校間連携や転学等による対応について利点や課題を整理した。

ウ 他自治体における先進的取組についての現地調査

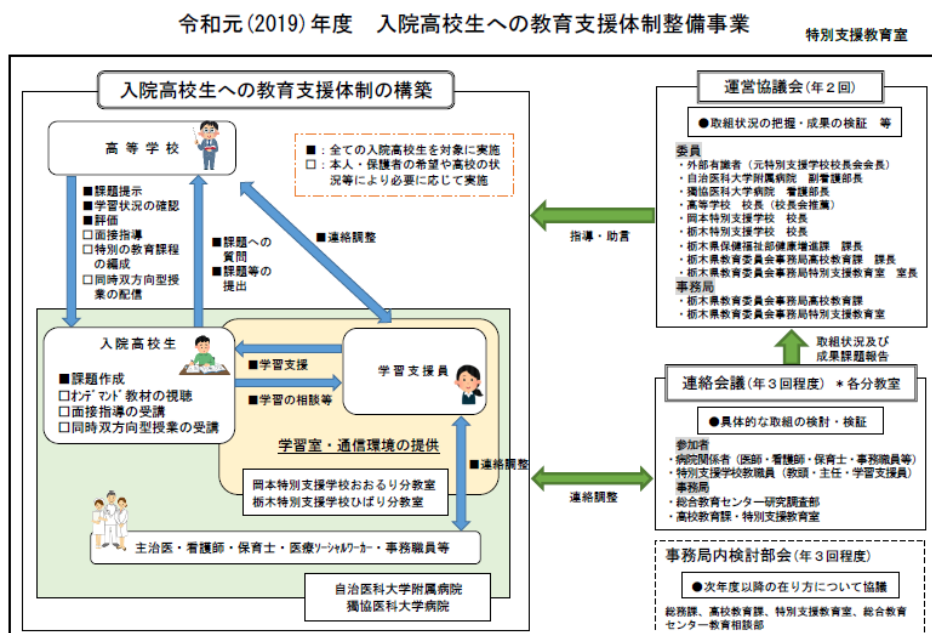
○埼玉県立けやき特別支援学校

- a 訪問日 令和元年6月14日（金）
- b 出席者 おおるり分教室、ひばり分教室、総合教育センター研究調査部、特別支援教育室
- c 内 容 ・取組についての聴き取り（目的、方法、対象生徒、実績等について）
- ・校内の見学

エ 他部局・課等との連携

(ア) 栃木県保健福祉部健康増進課：運営協議会における健康増進課長からの指導・助言等

(イ) 栃木県保健福祉部医療政策課：入院高校生支援の取組について情報提供等



(2) 取組及び成果

【取組1】高等学校や病院への周知及び理解啓発

ア 取組

(7) 高等学校への周知及び理解啓発

- a 研修会：入院高校生支援の背景・必要性・事業の概要等の説明
 - (a) 校長研修会 令和元年5月27日(月) 58名参加
 - (b) 特別支援教育コーディネーター研修会 令和元年7月4日(木) 68名参加
※特別支援教育コーディネーターによる校内研修会の実施(7～9月・全校)
 - (c) 養護教諭研修会 令和元年5月16日(木) 67名参加
- b 会議等：事業概要の説明、具体的支援事例の紹介
 - (a) 県立学校長会議
 - (b) 県立学校教頭事務連絡会
 - (c) 県立学校教育相談連絡協議会 等
- c 入院生徒の在籍する高等学校等への説明：高校生支援の背景・必要性・事業の概要の説明、具体的支援事例の紹介

(4) 病院における周知及び理解啓発

- a 会議等
 - ・医師や看護師により会議等において入院高校生支援について周知
 - b リーフレット・ポスターによる周知
 - ・入院案内所へのリーフレットの設置
 - ・高校生が入院する可能性の高い病棟へのポスターの掲示
 - c 診療科ごとのマニュアルの作成についての検討
 - ・連絡会議における検討の結果、生徒一人一人の病状や在籍高等学校の教育課程等の個別性が高いことから、診療科ごとのマニュアルの作成は行わず、個別の事例を積み上げていくこととした。
- ##### (5) ホームページへの掲載
- a 病院ホームページ
 - ・入院高校生支援の概要及び支援実績等の掲載
 - b 特別支援学校分教室ホームページ
 - ・メニュー項目の設置、リーフレットの掲載等

イ 成果

- ・高等学校及び病院への周知や理解啓発が進み、昨年度の約2倍となる9名に対し、特別支援学校分教室による教育支援を実施することができた。
- ・高等学校においては、生徒の入院が決まるとすぐに、支援に関しての校内支援体制を整え、役割分担を明確にして特別支援学校分教室との連携による支援を進めることができたところも多い。課題の提供等が円滑になされたことで、生徒の学習の満足度にもつながった。
- ・高等学校から同時双方向型授業や授業録画についての問合せも複数寄せられ、プリント等による学習だけではなく、生徒の病状等に応じた効果的な支援について検討・実施されるようになってきた。
- ・特別支援学校分教室による支援につながらなかった生徒についても、各高等学校が主体的に病院を訪問するなどして支援が行われた例もあった。
- ・病院における理解も深まり、本来であれば外部の教員が分教室に入室できないところを、当該生徒に対する支援の必要性を鑑み許可を得られた事例もある。その結果、生徒の学習や治療への意

欲につながった。

【取組２】学習支援員の配置による入院生徒への支援の充実

ア 取組

(7) 「学習支援員」の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数、活動形態）
教員免許状保有者（２名）	16 時間／週×36 週（岡本特別支援学校おおるり分教室） 16 時間／週×36 週（栃木特別支援学校ひばり分教室）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
○高校生への教育支援のための研究に係る業務を本務者と分担した。本務者が教育支援に当たることでその技能を身に付け、次年度以降の入院高校生支援に効果的に資することができるようにした。	○特別支援学校分教室内で、学習支援員を中心とした支援体制が構築された。 ○学習支援員が、生徒の気持ちに寄り添いきめ細かな支援を行うことで、生徒の心理的な安定が得られ、学習への意欲も向上した。 ○高等学校や病院との円滑な連携が図られた。
1 生徒への自主学習の支援 ①生徒に対する教育支援 ・教育相談の実施 ・学習場所の予約、机・パソコン等の準備 ・学習の見守り ・学習内容の記録・確認 等 ②高等学校等との連携 ・学習計画の確認 ・生徒の課題への取組状況の報告 ・高等学校教員の対面による指導に係る調整 ・授業録画のためのDVD機器の貸出 等 ③病院との連携 ・体調に応じた学習の可否についての確認 ・高等学校教員の対面による指導の可否についての確認 ・対面による指導の場所の予約 等	○教育相談により、生徒・保護者の希望を聞き取り、個に応じた対応を行うことができた。 ○分教室における支援に加え、病室における支援を開始することができた。 ＊高等学校からの課題の授受、連絡事項の伝達 等 ○学習支援員が、生徒の学習状況を確認し、高等学校に伝えることで、高等学校が課題の量や難易度を調整する等、生徒の実態に応じた支援が実施できた。 ○学習支援員が定期的に生徒に課題を提示することで、生徒は見通しをもって学習を行うことができた。 ○学習支援員が、生徒の自主学習中の様子から、詳しい解説が必要と思われることを高等学校に伝えたことで、高等学校教員の対面による指導がなされるなど、学習の質の向上に役立てられた。
2 高等学校による授業実施への支援 ①ICT機器の貸出 ②高等学校との連携 ・月間計画の送付 ③入院生徒側の在籍校教員との連携 ・「連絡ノート」の活用 ④対面による指導の連絡・調整 ・高等学校からの連絡を受けた学習支援員が看護師と連絡調整	○同時双方向型授業実施の流れを構築し、円滑な実施を行うことができた。 ○入院生徒側に配置された在籍高等学校教員と学習支援員とが「連絡ノート」や顔を合わせての情報交換により綿密な連携が図られた。 ○高等学校が対面による指導を実施する際、学習支援員が病院との調整を行うことで、円滑な実施ができた。

3 退院後の支援 ①病院との情報交換会の調整・出席	○情報交換会の実施により、高等学校が復帰時の配慮等について主体的に検討することができた。
------------------------------	--

(イ) 支援実施生徒一覧

	生 徒	支援期間	支援内容等
1	県立高校（県内）2年生	1年	・同時双方向型授業 ・対面による指導 ・自主学習の支援〔分教室〕
2	県立高校（県外）1年生	4か月	・自主学習の支援〔病室〕 ＊プリント学習、対面による指導等
3	県立高校（県内）1年生	4か月	・自主学習の支援〔病室〕 ＊プリント学習、対面による指導等 ＊実習ビデオ撮影・視聴支援（機器の貸出）
4	県立高校（県内）2年生	4か月	・自主学習の支援〔分教室・病室〕 ＊プリント学習、対面による指導等
5	私立高校（県外）2年生	2か月	・自主学習の支援〔病室〕 ＊プリント学習、学習アプリ等
6	私立高校（県内）1年生	1か月	・自主学習の支援〔分教室・病室〕 ＊問題集等
7	広域通信制高校（県外） 1年生	10か月	・同時双方向型授業 ・対面による授業 ・自主学習の支援〔分教室〕
8	広域通信制高校（県内） 1年生	1か月	・自主学習の支援〔分教室〕 ＊レポート作成等
9	県立高校（県内）2年生	4か月	・自主学習の支援〔病室・カンファレンスルーム〕 ＊プリント学習等

<事例1> 広域通信制高等学校生徒／入院中の支援

広域通信制高等学校に在籍し、サポート校（通信制高等学校の単位修得のための学習補助などを行うところ）を利用していた生徒の事例である。支援開始前に、学習支援員がサポート校の職員に対して丁寧に説明を行い、サポート校職員が広域通信制高校と連携し、課題等の内容及び同時双方向型授業や対面による授業の実施方法について積極的に検討を行った。

病院は外部の者の立入りが禁止されていたが、学習支援員による趣旨の説明や、連絡会議に出席した医師等からの支援もあり、入院生徒への教育保障についての理解が得られ、特別にサポート校職員等による授業の実施が認められた。

生徒は、同時双方向型授業の実施、対面による授業、課題レポートの作成や指定された課題の制作等により、学習への意欲を持ち続けることができた。また、広域通信制高等学校においては、課題の提出状況や授業参加の状況から総合的に判断し、単位の認定、進級が認められた。

<事例2> 県立高等学校生徒／退院後の情報交換の実施

学習支援員が病院と高等学校とをつなぎ、情報交換会を実施した。参加者は、医師、高等学校（担任、養護教諭）、特別支援学校分教室（主任、学習支援員）であった。高等学校は必要な配慮等について検討するための情報を得ることで、復帰時の支援について主体的に検討することができた。

高等学校が実施した配慮は、座席の配置、空気清浄機の持ち込み許可、実技・実習科目の個別対応、保健室の利用等である。

生徒は、数時間の慣らし登校から教室での数時間の登校を経て通常授業に復帰し、卒業することができた。

イ 成果

- ・学習支援員が生徒との温かい人間関係を構築することで、生徒は安心して学習に臨むことができた。
- ・高等学校が学習の計画を立てることで、生徒・保護者は見通しをもって学習を行うことができた。
- ・学習支援員が生徒の学習状況を適切に見取り高等学校に報告することで、高等学校は入院中の学習の成果を評価の際の参考資料とすることができた。結果的に単位認定につながった例も多い。
- ・入院中だけではなく、退院後の情報交換会等においても学習支援員が病院と高等学校をつなぐことで、生徒の円滑な学校復帰につながった。

【取組3】入院生徒に対するICT機器の有効な活用

ア 取組

(7) ICT機器及びWi-Fi等の環境の整備

a ICT機器の購入

テレプレゼンスロボット kubi、iPad、ワイヤレスマイクロフォン、小型スピーカー等

b 同時双方向型授業実施に向けた環境の整備

(a) 県立学校におけるポケットWi-Fi使用についての検討

- ・特例として使用許可
- ・特別支援学校が運用規定を作成し、記録簿により管理

(b) 病院におけるポケットWi-Fi使用についての検討

- ・病院の事務部への相談

(c) テレプレゼンスロボット kubi の接続

- ・在籍高等学校が使用する県立学校ネットワークへの kubi の接続に向け、高校教育課、総合教育センター研究調査部、業者等が対応

(i) 同時双方向型授業の実施

a 使用機器・使用回線・使用ソフト

	高等学校等	入院生徒	
場 所	教室	病室の場合	分教室の場合
機 器	iPad テレプレゼンスロボット kubi マイクセット	ノートパソコン（タブレット） スピーカー	
回 線	【県立学校】	ポケットWi-Fi	【おおり分教室】

	県立学校ネットワーク 【県立学校以外】 各学校のネットワーク		病院のインターネット回線 【ひばり分教室】 県立学校ネットワーク
ソフト	Web 会議システム「Zoom」（無料版）を推奨		

b 実施内容

高等学校	入院生徒	特別支援学校分教室
・授業配信 ・教材・学習プリント・行事予定表等の分教室への送付 ・教科担任の対面による指導 ・非常勤講師の配置(生徒側) ・定期テストの実施 ・評価 等	・授業出席 ・教科担任の対面による指導の受講 ・定期テストの受験 ・課題等の作成・提出	・機器の貸出、機器不具合時の対応 ・入院生徒側に配置された教員との連携（「連絡ノート」による） ・学習プリント等の印刷 ・教科担任等の対面による指導の日程調整 ・病院への連絡・報告等

<事例3> 県立高等学校生徒／同時双方向型授業と自主学習の支援を受講

a 検討の流れ

生徒・保護者から在籍高等学校で進級・卒業したいとの要望を受け、自主学習の支援に加え、同時双方向型の授業実施について下記の流れで検討した。

- ①特別支援学校分教室を介し、病棟に「インターネットの活用及びパソコン等使用の可否」「外部教員の病室への入室・指導の可否」「学習可能な時間の目安」について確認
- ②高等学校が実施時数、科目等を検討し、生徒及び保護者の希望を確認
- ③在籍学級の時間割の調整
- ④高校教育課により入院生徒側への非常勤講師を配置
- ⑤高等学校と生徒・保護者との合意形成

b 高等学校における工夫改善

- ・英語の授業における会話が聴き取りにくかったため、教科担当教員等が病室を訪問し、対応策を検討した。
- ・電子黒板が見えにくかったため、投影するプリントを事前にデータで学習支援員に送付することで対応した。
- ・生徒が見通しをもって学習できるよう、学習支援員に月間計画表を送付し、生徒に提供した。

c 生徒の変容

- ・同時双方向型授業の実施により、学校で授業を受けているという感覚が持てるようになった。
- ・授業に参加するという日々の目標ができたことで、心理的な安定が図られた。
- ・生徒の希望により、本人の姿を教室の画面には映さなかったが、教室の生徒が時折手を振ったり声を掛けたりしてくれることで、クラスメイトとのつながりを感じることができた。
- ・同時双方向型授業開始前と比較すると、学習への意欲が向上し、病室での学習時間が増えた。テスト勉強にも熱心に取り組み、規定の点数をクリアして単位を修得することができた。

(ウ) 高校生支援に向けた I C T機器活用研修の実施

- a 日 時 令和2年2月21日(月)
- b 場 所 獨協医科大学病院内栃木特別支援学校ひばり分教室
- c 講 師 総合教育センター研究調査部 副主幹
- d 内 容 テレプレゼンスロボット kubi の使用等について

イ 成果

- ・ 県立高等学校において、正式に同時双方向型授業を取り入れたことにより、入院中の教育保障の選択肢が広がった。
- ・ 入院生徒の在籍する高等学校においては、同時双方向型授業を実施する中で、生徒の学習の充実に向けて工夫改善が進んだ。
- ・ 生徒は、同時双方向型授業により教師や友達とのつながりを保ちながら学習することで、心理的な安定が図られ、学習意欲が向上した。
- ・ 分教室教員及び入院生徒の在籍する高等学校における I C T機器活用能力が向上した。

4 今後の課題と対応

(1) 高等学校及び病院への一層の理解啓発

ア 高等学校への理解啓発

高等学校においては、I C T機器を活用した支援については、経験がないことから負担感が大きく、同時双方向型授業の実施や入院生徒と高等学校教員との1対1の質疑応答等の取組が十分進められなかった。高等学校が取組の必要性を感じ、負担感を減らせるよう、研修等における説明を工夫する必要がある。

イ 子ども医療センター以外の診療科への理解啓発

入院生徒が教育支援につながらない事例が複数あった。病院全体への周知とともに、入院する高校生が多い診療科に対して集中的に理解啓発を図っていく予定である。

(2) 一人一人の状況等に応じた支援

ア 一人一人の治療の状況等に応じた支援内容や方法

生徒の体調等によって学習に臨める時間や取り組める課題等も異なってくる。高等学校・特別支援学校分教室・病院（入院先の診療科）との連携体制を強化していくことで、一人一人の治療の状況等について丁寧に確認し、支援内容や方法等について検討する必要がある。

イ 同時双方向型授業の充実

令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知により、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととされたことを受け、次年度以降について、生徒が安心して授業を受けられるよう体制整備の検討が必要である。

ウ 自主学習の支援の充実

自主学習の支援については、学習支援員による学習の見守りが基本であるため、学習の質の向上が課題となっている。Web会議システムZoomを用いた入院生徒と高等学校教員との1対1の質疑応答の実施等を取り入れるなどして、教科学習を効果的に進める方策について検討する必要がある。

エ 生徒同士の交流

これまで入院生徒同士の交流の機会はあまり持てなかった。学習支援員が一人一人の生徒の実態把握に基づき生徒同士をつなぐことなどにより、生徒がより充実した生活を送れるよう支援してい

くことが求められる。

(3) 自宅療養中の生徒や入退院を繰り返す生徒等への教育保障の充実

ア 自宅療養中及び入退院を繰り返す生徒への対応

現在、自宅療養中及び入退院を繰り返す生徒に対しては、在籍高等学校教員による学習課題の提供などの支援が行われているが、入院生徒と同様に教育機会の保障を進めていく必要がある。

イ 学校復帰時の対応

学校復帰時に情報交換会の実施等、高等学校、特別支援学校分教室、病院等の関係者が一堂に会し、必要な支援等について情報を共有して対応した結果、円滑に復帰できた事例があったが、今後そのような取組を充実させていく必要がある。

ウ 2つの大学病院以外の病院に入院する生徒の対応

2つの大学病院以外に入院する生徒への教育保障についても、充実を図っていく必要がある。

5 問い合わせ先

担当部署：栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 所在地：栃木県宇都宮市埴田1-1-20 電話番号：028-623-3381 FAX番号：028-623-3399 e-mail：tokubetsu-shien@pref.tochigi.lg.jp
--